

帯広市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 11 号

帯広市消防団条例の一部を改正する条例

帯広市消防団条例（昭和 32 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 を次のように改める。

別表 3（第 19 条関係）

（単位：円）

勤務年数 階級	3 年以 上 5 年 未満	5 年以 上 10 年 未満	10 年以 上 15 年 未満	15 年以 上 20 年 未満	20 年以 上 25 年 未満	25 年以 上 30 年 未満	30 年以 上 35 年 未満	35 年以 上
団長	115, 00 0	239, 00 0	344, 00 0	459, 00 0	594, 00 0	779, 00 0	979, 00 0	1, 079, 000
副団長	100, 00 0	229, 00 0	329, 00 0	429, 00 0	534, 00 0	709, 00 0	909, 00 0	1, 009, 000
分団長	90, 000	219, 00 0	318, 00 0	413, 00 0	513, 00 0	659, 00 0	849, 00 0	949, 00 0
副分団長	85, 000	214, 00 0	303, 00 0	388, 00 0	478, 00 0	624, 00 0	809, 00 0	909, 00 0
部長・班長	70, 000	204, 00 0	283, 00 0	358, 00 0	438, 00 0	564, 00 0	734, 00 0	834, 00 0
団員	55, 000	200, 00 0	264, 00 0	334, 00 0	409, 00 0	519, 00 0	689, 00 0	789, 00 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の帯広市消防団条例別表3の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。